

サポートセンターからのお知らせ

■ 田辺市・橋本市での出張相談について （要予約・無料）

遠隔地等のため和歌山県 NPO サポートセンターまでお越しいただくのが困難なみなさまのために、以下の 2 カ所で毎月 2 回ずつ出張相談を承っております。事前にご予約下さい。なお、1 件あたりの相談時間は 1 時間以内とさせていただきます。

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第 2・4 金曜日の 10 時半～ 17 時
- 場 所：田辺市民総合センター 2F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833（FAX 同番号）
- 対 象：田辺市を中心に紀南で活動中または活動しようとする団体

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第 2・4 水曜日の 10 時～ 16 時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX 0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

■ NPO 出張相談・出張講座について

県内の NPO・ボランティア団体、行政機関・社会福祉協議会、企業等を対象とした NPO 出張相談・出張講座を承っています。概ね 5 名以上のグループが対象となります。ご利用は無料ですが、会場の賃借料等がかかる場合はご負担をお願いします。

- 想定される主なテーマ 「NPO とはなに？」「NPO 法人制度とは」「NPO 法人の役員の役割」「NPO 法人と事業報告」「NPO と行政・企業との協働」など NPO にまつわる基礎的な内容。お気軽にお問い合わせ下さい。

■ 今年 10 月 1 日スタート！NPO 法人の貸借対照表の公告について

NPO 法人の「貸借対照表の公告の義務付け」が今年 10 月 1 日に施行されることが決まりました。「資産の総額の変更登記の廃止」も合わせて行われる予定です。NPO 法人のみなさまは、対応のご準備をお願いします。詳しくは和歌山県発行の「特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き」（2017 年 4 月改正対応版）もしくは和歌山県 NPO サポートセンターからお届けした、ご案内リーフレットをご覧ください。

上記「手引き」や「ご案内リーフレット」については、和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」からも PDF 版のダウンロードが可能です。

なお、今年 9 月末（予定）までは引き続き「資産の総額の変更の登記」が必要ですので、例えば今年 3 月末が事業年度末の NPO 法人は、資産の総額変更登記と、10 月施行に合わせて貸借対照表の公告の双方が必要になります。

サポートセンター主催事業のご案内

●ゆるりと交流会

肩ひじ張らずに、のんびり、ゆったりと、交流をお楽しみいただける場をご用意します。新たな事業のヒント探し、他団体との連携等のきっかけにいかがですか。

第 8 回 2 月 10 日（土）14:00 ～ 16:00

「ペットボトルでランタンを作ろう ②」

第 9 回 3 月 10 日（土）14:00 ～ 16:00

「手書き名刺を作ってみよう」

場所：和歌山県 NPO サポートセンターサークル活動室

参加費：無料 定員：5 ～ 10 名

●NPO 法人年度末対策講座

年度末や総会の時期が来て慌てる前に！年度末から年度明けにかけては NPO 法人の決算、総会、事業報告書作

成と提出、役員の任期が到達する場合は役員変更の手続きなど、組織運営の実務が立て込みます。

どのような実務があるかをおさらいし、しっかり準備しておきましょう！

◆和歌山会場

【日時】 1 月 20 日（土）13:30 ～ 15:00

【場所】 和歌山ビッグ愛 9 階会議室 B（定員 20 名）

◆田辺会場

【日時】 1 月 27 日（土）13:30 ～ 15:00

【場所】 田辺市民総合センター 2 階会議室 1（定員 10 名）

◆両会場とも参加費は 300 円（資料代）。参加をご希望の方は事前にお申し込み下さい。

お申込み・お問い合わせは和歌山県 NPO サポートセンターまで。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F）
TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425
メール：info@wakayama-npo.jp URL：http://www.wakayama-npo.jp/
受付時間：火曜日～土曜日 9:00 ～ 20:50（21:00 閉館）
日曜日 9:00 ～ 17:30
休館日：月曜日・祝祭日・年末年始（12/29 ～ 1/3）
【指定管理者：特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 県民活動団体室（和歌山県庁本館 2F）
TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

[本紙は古紙再生率 70%以上の再生紙を使用しております]

和歌山県 NPO・ボランティア情報紙 わか愛愛

wakayama ai ai

隔 月 発 行

2018
January
vol.88

TAKE FREE

和

になろう

県内で市民活動を行う
団体や人を紹介します

NO.34 地域の居場所 AGALA

あがらが主役・あがらで創る・あがらのまち

様々な組織が協働し地域課題を掘り起こす

有田市は人口 28,800 人、高齢化率 31.2%の地方都市です。有田市社会福祉協議会では、これまで福祉教育による地域支援や個別支援に取り組んできました。

2016 年度に住民と行政、社協、介護や医療の専門職が協働し地域課題を掘り起こす「地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げ、11 回にわたり会議を開催。高齢化による空き家問題、商店街の活性化、障がいのある方の働く場所が少ないなど、専門職の立場から地域の様々な課題が挙げられました。

「AGALA で居場所づくりプロジェクト」の開始

様々な課題の一部を解決するため、空き家を使って地域の人が集える場所をつくることに。有田市箕島にあった 2 階建ての空き家が立地的にも様々な事業の可能性がみえ、どのように活用できるかを話し合いました。

そして 2017 年 3 月「居場所づくりプロジェクト」キックオフ会議を開催したところ、地域の建築・内装・水道・電気工事の専門家、大工、学生、映像ボランティア、子育て中の方など

20 名もの人が集まりました。有田市という場所は人と人の距離が近く、この企画が立ち上がった時、地域の方々が自主的に名乗り上げてくれたのです。

誰でも気軽に利用できる場所

建物の名前は「AGALA」とし、課題である障がいのある方への関心や接点、就労の場をつくるため、1 階に障がいのある方が働く作業所を作ることになりました。

AGALA（一般社団法人大地） 有田市箕島 13-2 TEL 0737-22-4974 URL https://www.npo-webleaf.org/shop/agala/
社会福祉法人有田市社会福祉協議会 TEL: 0737-88-2750 URL http://www.naxnet.or.jp/~a-syakyo/

INDEX

表紙：地域の居場所 AGALA

p.1：信頼される NPO 法人を目指してできること



課題を共有してきた協働者の中で「一般社団法人大地」を設立し、有田市初の「就労継続支援 A 型 *」の作業所を開設。カフェ運営を手がけようとしていたところ、後継者が無く廃業する予定だった老舗のパン屋の工場

でパンを作らせてもらうことに。パンの新作メニューを手掛け、最近では、有田市の「たっちょグルメコンテスト」でも第 2 位を獲得しました。

AGALA の 2 階はフリースペースとなっており、誰でも気軽に利用できるスペースとして子どもからお年寄りまで様々な世代の方が利用しています。

AGALA の可能性

AGALA では、和歌山大学の学生や箕島高校の生徒などが企画に参加した多世代交流プロジェクトとして、「食」を通したつながりを目指す AGALA 食堂も開催しています。

ちなみに AGALA で利用する食器や座布団といった備品は、地域住民から寄附いただいたものを活用しています。

これらの取り組みがこれほどのスピードで実現しているのは、社会福祉協議会を中心として、地域住民、学校や施設などの様々な主体が相互に日々の関係性を築いてこられたからであり、この居場所ができるまでのプロセスのように、地域の力が集結することで、様々な地域の課題が解決できる可能性を感じました。

* 就労継続支援 A 型…利用者が雇用契約を結び給料を得ることができる作業所

※『あがら』とは和歌山弁で『僕たち・私たち』の意味。その言葉の響きを使い、ローマ字表記することで『多世代が共にいきるまち☆有田市』というもう一つの意味を持たせています。

p.2：新規設立 NPO 法人紹介、助成金・イベント情報、お知らせ

p.3：サポートセンターからのお知らせ・ご案内

特集 信頼される NPO 法人を目指してできること

全国の NPO 法人数の伸びは一段落し、NPO 法人の数よりも活動の質が求められるようになり始めています。NPO 法人は規模も分野も千差万別ですが、どの NPO 法人でも「**ここを押さえておけば信頼性の向上が期待できる！**」というポイントをご紹介します。

定款は隅から隅まで目を通しましょう

ご自身の団体の定款、隅から隅まで目を通されたことはありますか。設立や定款変更に関わったことがある方は定款の内容をある程度把握されているかと思いますが、定款には法人の総会や理事会の開催方法や役割、役員の定数、定款の変更方法など、**NPO 法人運営に関わる基礎的なことが記載されています**^{*1}。

組織内で定款の読みあわせをするなど、定款に記載されている内容を把握しておきましょう。

計算書類は第三者が見ていますよ！

NPO 法人は事業年度終了後 3 ヶ月以内に所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります。和歌山県では、提出された書類は過去 3 事業年度分（2017《平成 29》年 4 月以降に始まった事業年度からは 5 事業年度分）が、県庁と和歌山県 NPO サポートセンターでどなたでも閲覧できるようになっています。また一部の書類はインターネットの「内閣府 NPO ポータルサイト」で**世界のどこからでも閲覧できます**。

全国的に指摘されているのが「活動計算書と貸借対照表、それに財産目録のつじつまが合っていない NPO 法人が意外に多い」ということ。3 つ



同じような活動をしている団体を比較すると、書類がきちんとされている団体の評価が高くなりがち。今後このような傾向はますます強まるとみられています。

【メ モ】

*1 定款は NPO 法に基づいて作成されていることから、法人運営に必要な基本的なことがらは網羅されています。

*2 計算書類はほとんどの場合、NPO 法人の総会で議決されたものをベースに作成されます。つまり、計算書類に不具合があると、総会や理事会の信用性にも関わります。もちろん、ミスは完全に防ぐことは困難ですが、できるだけ多くの方にチェックをいただく体制を整えることが重要です。

*3 法人登記について定めた「組合等登記令」の改正が予定されています。

*4 多くの NPO 法人の公告の方法は「官報に掲載するとともに、法人の掲示場に掲示して行う」となっています。このまま貸借対照表の公告制度が始まると、毎年、貸借対照表を官報に掲載したうえに掲示場に掲示する必要があります。官報や日刊新聞紙への掲載は 1 回で済む反面、費用がかかります。ホームページへの掲載と掲示場への掲示は費用はかかりませんが、前者は 5 年以上、後者は 1 年以上の掲出が必要です。

の書類は相互に関連しあっているため、例えば「当期正味財産額（当期繰越正味財産額）」は 3 書類で一致していないとおかしいですし、今年度の「前期繰越正味財産額」は前年度の「次期繰越正味財産額」と一致していないとおかしいのですが、つじつまが合わない計算書類が所轄庁に提出されるケースは少なくないそうです。

計算書類が適切に作成されているかどうかは法人の信用問題にもつながりかねません^{*2}。例えば外部からの支援や融資を受けるような場合などで、計算書類の正確性が評価対象になりうるケースがあります。また、NPO 法人の経営に関する情報を収集している信用調査会社も。NPO 法人の計算書類は「誰もがチェックできる」ことを念頭に、適切な作成を心がけましょう。

法改正に伴う定款変更は忘れなく！

いよいよ今年の秋に、資産の総額の変更登記の制度が廃止になり^{*3}、貸借対照表の公告が義務付けられます。

貸借対照表の公告は①官報への掲載、②日刊新聞紙への掲載、③インターネット、④法人の掲示場のいずれか一つ以上の方法で行われる必要があります。方法によって費用の有無、掲載回数・期間の違いがあります。**定款に定められている「公告の方法」を確認し、必要に応じて定款変更をおこなってください**^{*4}。

なお、2012（平成 24）年の法改正に伴う「活動計算書」の導入への対応がまだの NPO 法人もたくさんあります。できるだけ早く対応をお願いします。

新規設立 NPO 法人 前号以降に新たに設立された NPO 法人をご紹介します

◎ロコモ予防会和歌山（串本町）
2017 年 10 月 5 日設立 代表者 吉村 典子

◎わかやま獣害対策支援センター（田辺市）
2017 年 10 月 27 日設立 代表者 中野 譲二

◎ふるさと（和歌山市）
2017 年 11 月 9 日設立 代表者 中出 和子

※ このコーナーでは前号発行後に新たに和歌山県で認証・設立された NPO 法人の情報をご案内しております。

助成金 & 支援情報

わかやまの底力・市民提案実施事業

【対象事業】和歌山市の地域課題を NPO と和歌山市担当課との協働で解決する事業提案を募集。

【対象団体】和歌山市に本拠を置く NPO 法人・ボランティア団体等

【補助額】(1) テーマ部門：上限 150 万円、(2) 自由部門：上限 50 万円。予算の範囲内で団体数を決定。

【締 切】1 月 15 日（月）必着

【主催・問い合わせ】和歌山市市民協働推進課（073-402-1213）

【備 考】事業実施に際しては、和歌山市担当課との協議を経て、連携・協働のプロセスを必須とします。応募要項等ダウンロードは市民協働推進課ウェブサイト（和歌山市ホームページからページ番号 1008918 で検索）から。

イベント情報

みんなで未来に遺そう！全国屈指の大名墓所「和歌山藩主徳川家墓所」文化財保全ボランティア活動

海南市下津町の国宝・長保寺の裏山にある和歌山藩主徳川家墓所を住民のみなさんとの連携・協働で整備する取り組みがスタートします。

【講 座】

【日時】2 月 18 日（日）13:30 ～ 15:00

【場所】和歌山ビッグ愛 9 階いぶる会議室 A

【講師】竹中康彦さん（和歌山県立博物館学芸課長）

【参加費】無料

【参加締め切り】2 月 14 日（水）

【保全ボランティア活動】

【日時】3 月 4 日（日）9:00 ～ 11:00 頃（雨天中止）

【場所】長保寺 徳川家墓所（海南市下津町上 689）

【内容】草引きや落ち葉拾いなど

【対象】現地にでご自身で出向くことができる方であればどなたでも（小学生以下の方は保護者同伴）。

【参加費】無料

【参加締め切り】2 月 21 日（水）

【備考】作業しやすい服装で。自宅にカマがある方は持参を。ボランティア保険加入の都合上、必ず事前申し込みを。また長保寺の駐車台数に限りがあるので、できるだけ乗り合わせで。

【主催・問い合わせ・申込み】和歌山県庁・海草振興局 総務県民課（073-441-3436 FAX 073-423-9269 メール e1301111@pref.wakayama.lg.jp、電話受付は平日 9:00 ～ 17:45）

申込みの際には、ボランティア保険付与のため、全員のお名前、住所、年齢、電話番号等をおうかがいします。

自死遺族相談／わかちあいの会和歌山「うめの花」

大切な方を自死で亡くされた方向けの事業です。

【自死遺族相談】

【日時】1 月 22 日（月）・3 月 26 日（月）各 13:00 ～ 17:00

【場所】和歌山県精神保健福祉センター（和歌山ビッグ愛 2 階）

【対象】大切な方（家族・友人・知人）を自死で亡くされた方

【相談料】無料（予約が必要です）

【わかちあいの会和歌山「うめの花」】

【日時】2 月 17 日（土）13:30 ～ 15:30

【場所】和歌山県精神保健福祉センター（和歌山ビッグ愛 2 階）

【対象】大切な方（家族・友人・知人）を自死で亡くされた方

【内容】悲しさや苦しい想いを安心して語り合うことができる会です。一時保育（1 歳～小学 2 年生。3 年生以上でも対応可能な場合あり）を希望される方は 1 週間前までに連絡を。

【参加費】200 円（茶菓子代）

【問い合わせ・申し込み】和歌山県精神保健福祉センター（073-435-5194、073-424-1700：はあとライン）

【備考】個人情報、秘密は堅く守られます。また、上記の活動は定期的に開催されています。和歌山県精神保健福祉センターウェブサイトでご確認下さい。

和歌山県からのお知らせ

2025 国際博覧会誘致委員会への入会のご案内

大阪での国際博覧会の開催は、和歌山県の活性化にも大いに繋がると期待できるため、本県は、誘致活動の取組を展開していますが、誘致を実現するためには、立候補各国における盛り上げりの状況（具体例として誘致委員会への加入者数）が大きく問われています。

国際博覧会を大阪・関西に誘致するため、是非とも、誘致委員会への入会をお願いします。

誘致委員会には、企業、団体、個人を問わず、どなたでも入会することができ、会費は無料であり、会員になると委員会の活動報告やイベント案内のメールマガジンが配信されます。

入会手続きは、会員登録ページの登録フォームから簡単に行うことができます。URL は下記のとおりです。

会員登録（法人）

<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-co>

会員登録（個人）

<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-ind>

詳しくは、誘致委員会事務局ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.expo2025-osaka-japan.jp>

【イベント情報募集！】

県内の NPO・ボランティア団体等が開催するイベント情報を和歌山県 NPO サポートセンターにお寄せください。情報ブログ・メールマガジン等で発信いたします。